

「平成不況」と呼ばれる長引く不況の中で、市民の暮らしも、市内業者の営業も大変な状況を迎えている。今回の一般質問では、市内業者の暮らしと営業を支援していくために、仕事確保を中心に、行政側の考えをうかがうもの。

最初に、「小規模修繕・工事契約の登録制度の復活を」について質問する。

「小規模工事の登録制度」とは、地方自治法第234条にもとづく「随意契約」の創造的運用をはかり、地元業者に小規模な公共工事を優先的に発注させる制度のこと。

地方自治法第234条は、契約の締結について「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」としている。そして、随意契約については、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」としており、地方自治法施行令第167条の2で、「随意契約によることができる場合」について定め、別表第5で、契約の種類に応じて予定価格の金額の範囲(上限)を定めている。そのうえで、工事または製造の請負については、都道府県および指定都市は金額の上限を250万円、市町村は130万円としている。

政令で認められている「随意契約」制度を活用して、地元業者に優先的に発注させ、業者の営業と暮らしを保障していこうというもので、その際に発注する地元業者名をあらかじめ登録しておこうというもの。

では、行政側でどのような運用を行なっているかという、埼玉県のある自治体では、「小規模修理・修繕契約希望者登録要領」というものを制定し、その目的で「市が発注する小規模な修理・修繕契約について、市内に主たる事業所を置く小規模事業者の発注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ろうとする」としている。そのうえで、「登録できる者」を、「市内に主たる事業所を置く者」とし、事業所の業種は、「ブロック・大工・左官・足場・ふすま・水道整備・畳・内装・門扉・家電製品等」などとなっている。そして、市が発注する小規模修理・修繕契約を希望する業者は、「小規模修理・修繕契約希望者登録申請書」を市に提出するというもの。

宮城県の古川市では、昨年11月から「小規模工事等契約希望登録制度」を施行し、市民税を滞納している業者も、計画分納を条件に、工事を受注することができるようになっている。古川市では現在、26人が登録し、1件50万円以下の工事について複数の業者の見積書から、最低価格の業者と契約を結んでいる。

三多摩地域でも、お隣の国分寺市が実施しており、市内の建設工事等請負業者で、建設業法に定める許可を受けていない等により、建設工事等競争入札参加資格申請ができない方を対象に、申込み受付を行なっている。申込みの際の提出物は、「小規模工事受注希望申込書」「登記簿謄本」「印鑑証明書」などで、登録された場合の名簿記載有効期間は「2年」となっている。

国分寺市では、この制度で30件の事業所が登録し、2001年度は15件・250万円の小規模工事を発注。2002年度は10月末までの実績として、18件・195万円が発注されている。仕事がなかなかみつからないなかで、地元業者を助ける事業となっている。

**質問**／小金井市においても、かつて「小規模修繕・工事契約の登録制度」があったようだが、なぜ廃止になったのか。また、昨年度の130万円以下の修繕・工事等の事業件数はどれくらいあったのか。および、制度復活の方向性について、市の考えをうかがう。

つぎに、市内業者のなかには、多重債務で苦しんでいる者も相当数いるといわれる。なかには、サラ金や、いわゆるヤミ金融に手を出して、自ら命を絶つ意外に、借金の取り立てから逃れるすべをもたない者もいるといわれる。行政側では、毎週月曜から金曜までの市役所開庁時間帯に「市民相談」を受け付けているが、市内業者を守り、育成していく観点からも、経済課のなかで金融問題に詳しい職員を養成し、多重債務やサラ金など金融問題に対処する相談窓口を設置すべきではないか。

つぎに、「緊急地域雇用創出特別交付金制度」に関して質問する。この制度は、市の予算・決算では「緊急地域雇用創出補助金事業」と称されているもので、国で一昨年秋に補正予算が計上され、2004年度まで実施される。事業の目的は、公共サービス分野の仕事を自治体が計画し、すぐに仕事が見つからない失業者や廃業者などを対象に、あらたな仕事に就くまでの間の「つなぎ就労」の場を提供するもので、「公的就労事業」の一つ。

2002年度の当初予算では、12事業・5,454万円が計画され、2003年度予算では9事業・3,645万7千円が計上されている。全額、東京都を通じての国からの財源であるにもかかわらず、残念なことに、2002年度は159万7千円の契約差金が生じ、国に返還しなければならなくなってしまった。この契約差金159万円は、一つの「つなぎ就労事業」に匹敵する額。

質問／より多くの失業者・廃業者の仕事確保につなげるために、自治体独自の財源による事業の上積みを行なうべきではないか。そして、事業計画策定にあたっては、失業率が高い若年層の就労に役立つように、職業安定所や高校・大学の教育機関への聞き取りを行なうとともに、市内の小・零細業者が失業者・廃業者を雇い入れて公共サービス分野の仕事を行なえる方策を研究すべき。この点では、町田市で、高齢者住宅の家具転倒防止金具取り付け事業を、町田市内の建設業者が受注している。これらの改善を行なうとともに、賃金水準確保のための最低入札価格の設定を行なうべきではないか。

質問／市では、市内商店や業者向けの施策確立、制度変更等を行なっているが、業者の実情により合致したものにしていくために、中小業者代表を入れた審議会を設置し、中小業者の意見が十分に反映できる仕組みをつくるべきではないか。同時に、実態にもとづく施策を推進するために、市内業者すべてに実態調査を行ない、要求を聞き出すべきだと思うが、どうか。最後に、小金井市の市内業者育成の位置づけについて、その重さを計る上での総括的な質問として、商店街の担い手やサポーターづくりを援助すること、要求にもとづいて資金面や経営面でのさまざまな支援策を行なうこと、市内業者の育成に向けた地域のネットワークづくりを積極的に支援していくことなど——をすすめるうえでの保障となる、「産業振興条例」あるいは「中小企業振興条例」と称される、中小業者支援に向けた条例を、小金井市でも策定すべきではないか。ぜひ、前向きな答弁を求めらる。

以上。